平成２６年（フ）第４８号
長崎県雲仙市瑞穂町西郷辛32番地、前住所長崎県雲仙市瑞穂町西郷丙366番地１
債務者　高木　成光
１　決定年月日時　平成26年12月26日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月20日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２６年（フ）第１２８０１号
東京都足立区栗原１丁目２－１－1409
債務者　宇田川恵子
１　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２９２０号
東京都新宿区戸山２丁目22―116
債務者　山崎　貴史
１　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８７６号
横浜市旭区西川島町40番地７　ハイツムラマツ201号室
債務者　郡　　賢
１　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９０９号
横浜市南区八幡町68番地　石原アパート101
債務者　庄司　則夫
１　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９９３号
横浜市泉区和泉町1412番地２　グリーンシャンテ202号
債務者　澤口　久幸
１　決定年月日時　平成26年12月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２００６号
神奈川県茅ヶ崎市甘沼798番地７
債務者　倉方　由佳
１　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０５５号
横浜市南区花之木町１丁目13番地　サンフラットあけぼの花之木402号室
債務者　芝入　貴幸
１　決定年月日時　平成26年12月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０７６号
横浜市磯子区岡村３丁目13番22号
債務者　伊藤美智子
１　決定年月日時　平成26年12月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１４７８号
東京都大田区大森南４丁目15―21
債務者　遠藤　　馨
１　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月５日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５０号
熊本県人吉市蟹作町225番地１
債務者　早坂　朋子
１　決定年月日時　平成26年12月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月６日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２６年（フ）第６１０号
静岡市葵区北５丁目26番１―302号、旧住所静岡市葵区羽高18番地　羽高団地13棟363号
債務者　本多有里佳
１　決定年月日時　平成26年12月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６０４号
静岡県榛原郡吉田町片岡1718番地の１　ルミエールマイⅠ301
債務者　大石　里美
１　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２２３号
北海道帯広市東９条南13丁目１番地13
債務者　西村菜々子
１　決定年月日時　平成26年12月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１８９８号
神奈川県大和市上草柳２丁目４番10号　ディヴェルティーレ弐番館101
債務者　西澤　敬二
１　決定年月日時　平成26年12月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部